

大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の概要(1/2)

第1章 都市計画区域マスタープランの概要

<改定の背景>

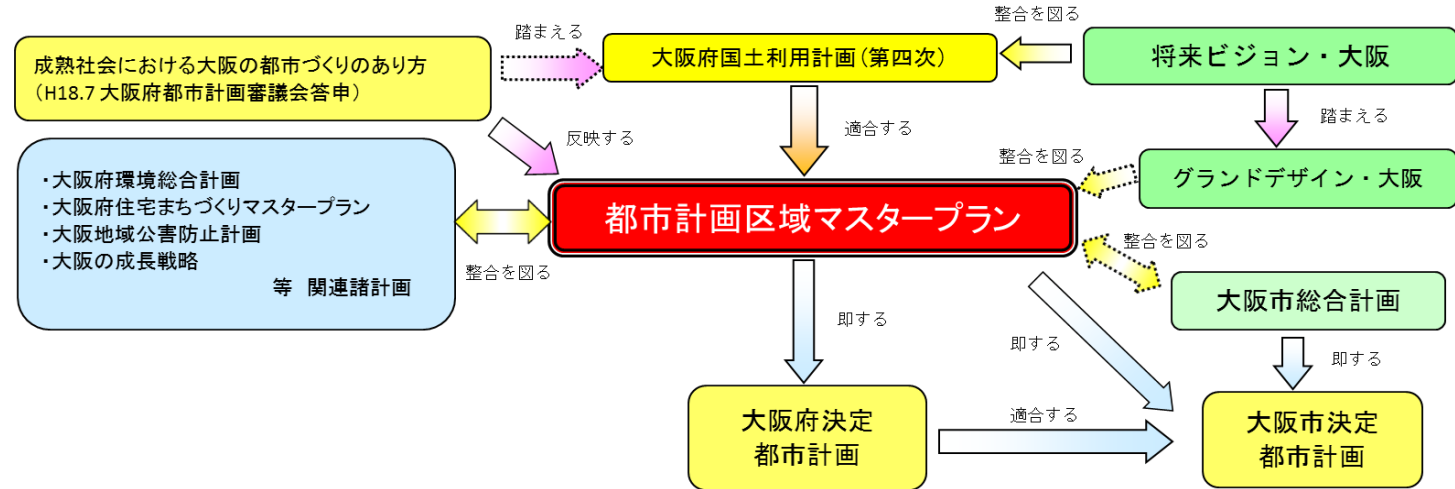
- ・目標年次の到来及び「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方(大阪府都市計画審議会答申)」を反映するため。

<本マスタープランの意義>

- ・大阪府域は市街地が広域に連担し、一体的な都市空間を形成していることから、広域的な観点から、土地利用等の方向性を示すことが重要
- ・大阪府国土利用計画（第四次）に適合し、大阪府や大阪市が定める都市計画は、本マスタープランに即することが必要

<目標年次>

平成32年（※他計画とも同期間整合を図るもの）



【都市計画区域マスタープランと関係諸計画等との相関】

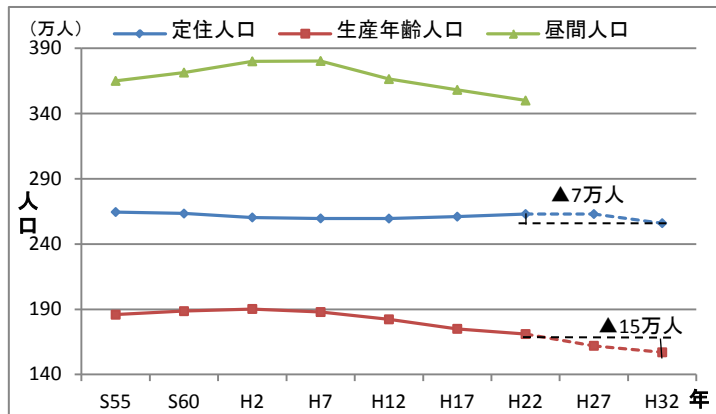
区域の範囲及び規模

範囲：大阪市の行政区域全域（地先公有水面を含む）

規模（H22.10.1現在）：・人口：約 267万人
・面積：約 22,247 ha（うち市街化区域面積：約 21,145 ha）
・人口密度：約 120人 / ha（市街化区域人口密度：126人 / ha）

第2章 都市計画区域の特徴 ～大阪都市計画区域はこのような区域です～

昼間人口、定住人口、生産年齢人口の推移と将来予測



- ・都心居住のニーズの高まり等から、平成12年を境として、人口増加傾向

土地利用の状況

	H10	H20	差(ha)	増減率
住宅地	5,718 25.8%	5,995 26.7%	277	4.8%
工業用地	1,348 6.1%	1,035 4.6%	-313	-23.2%
商業業務施設用地等 (その他の宅地)	5,526 25.0%	5,655 25.1%	129	2.3%
農地	145 0.6%	115 0.5%	-30	-20.7%
道路	3,933 17.8%	4,058 18.0%	125	3.2%
その他 (運輸施設用地、低未利用地、 河川・水面等)	5,457 24.7%	5,638 25.1%	181	3.3%
区域面積	22,127	22,496		

注)上段:面積(ha) 下段:区域面積に占める割合
出典:国土利用計画関係資料集(大阪府)

- ・工業用地と商業業務施設用地等の合計が本区域の約3割を占め、産業系を主とした土地利用
- ・農地面積は、本区域がほとんど市街化区域であるため、全体の1%未満

第3章 土地利用に関する方針 ～よりよいまちを目指すために土地利用を誘導します～

区域区分（線引き）の決定に関する方針

<基本的な考え方>

- ・区域のほぼ全域が市街化区域であることから、新たに市街化区域へ編入する区域は、公有水面埋立法に基づく埋立免許により事業実施中及び事業が完了している区域について実施

用途地域の指定の方針

<戦略的な土地利用の誘導>

- ・おおむねJR大阪環状線に囲まれた都心地域及び新大阪駅周辺地域は、まちのにぎわいに資する既存機能の更新・高度化を進め、土地の高度利用により創出される公共的空間等を活用し、美しく快適な都市空間の創出を図る。
- ・咲洲、夢洲、舞洲からなる新臨海部は、南・東アジアとのビジネス交流・交易拠点の形成や、次世代産業等の研究・生産施設等の集積による産業・物流拠点の形成をめざす。
- ・うめきたや咲洲等の都市再生緊急整備地域等に指定されている地域は、都市の活性化に資する商業・業務・文化機能の導入等により、都市再生特別地区を活用し、土地の高度利用を図る。

<望ましい土地利用への誘導>

- ・第一種住居、近隣商業、準工業地域等の混合系用途地域については、土地利用転換の状況を考慮した上で、必要に応じて適切な用途地域への見直しを進める。
- ・住工混在地域では、特別用途地区や地区計画等の活用により共存を図る。

都市防災に関する方針

<不燃化対策>

- ・JR大阪環状線外周部を中心に密集市街地が分布しており、都市の耐火性を高めるため、建築物の不燃化を促進

<震災対策>

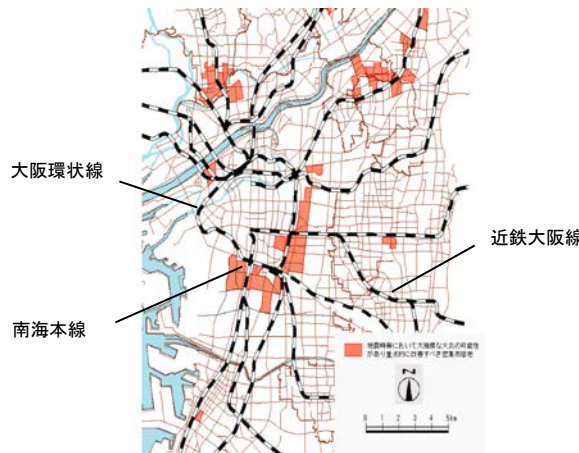
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、都市全体として地震に強い都市構造とするための方策を推進
- ・大規模地震発生時における帰宅困難者対策を促進

<洪水対策>

- ・地下空間等の浸水危険性の周知
- ・洪水発生時における避難誘導体制の充実

<高潮・津波対策>

- ・防潮堤や水門等の施設の耐震化
- ・津波ハザードマップの整備及び住民等への周知
- ・津波避難ビル等の確保



【密集市街地の分布】

第4章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針 ～真に必要な施設を整備します～

交通施設の整備に関する方針

<都市高速鉄道等>

- ・公共交通を中心としたまちづくりを促進（モビリティマネジメント等の実施による利用促進）
- ・連続立体交差事業等の推進（阪急京都線・千里線）
- ・リニア中央新幹線、北陸新幹線の早期乗り入れに向けた取り組み
- ・関西国際空港へのアクセス強化となるなにわ筋線等検討及び公共交通ネットワークの充実に向けた検討

<道路>

- ・淀川左岸線の整備及び淀川左岸線延伸部の具体化
- ・道路整備、交差点改良等による効率的なネットワークの形成
- ・歩行者・自転車走行空間の確保に努め、歩道のバリアフリー化等を実施

<港湾>

- ・阪神港（国際コンテナ戦略港湾）の国際ハブ化を目指した取り組み
- ・大阪湾諸港の港湾管理の一元化に向けた効率的な運営

大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の概要(2/2)

第4章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針 ～真に必要な施設を整備します～

下水道整備の方針

- ・公共用水域の水質改善のための整備促進。
- ・合流式下水道の改善を促進。
- ・浸水対策の促進。

河川整備の方針

- ・基本的な理念：人命を守ることを最優先。
 - ・「防ぐ」…10年に1度発生する恐れのある時間降雨量50mm程度に対応する治水施設の整備
 - ・「逃げる」…河川氾濫・浸水の危険性の周知
 - ・「凌ぐ」…雨水貯留・浸透事業等により降雨時の河川への流出を軽減
- これらを効果的・効率的に組み合わせた治水対策の取組
- ・寝屋川流域での総合的な治水対策の実施（河道改修、遊水地、地下河川、貯留浸透対策等）

市街地開発事業に関する方針

- ・主要鉄道駅周辺部における都市機能等の再生
- ・密集市街地の整備
- ・都市再生緊急整備地域の整備
- ・臨海部におけるまちづくりの推進（舞洲・咲洲エリア）
- ・都心居住の促進



【うめきた】



【阿倍野地区(イメージパース)】



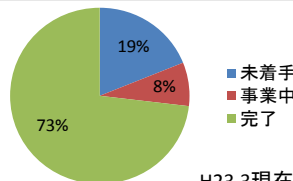
【御堂筋】



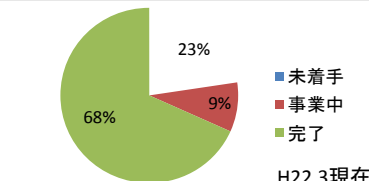
【大阪湾ベイエリア】

都市計画施設等の見直しの方針

- ・長期未着手の都市計画道路は、必要性について総合的に検証し、必要に応じて、見直しを実施。
- ・長期未着手の都市計画公園・緑地は、今後の施策のあり方について検討し、見直しの作業や手続きを進める。【都市計画道路の整備状況】



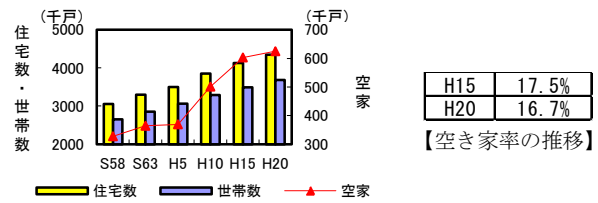
H23.3現在



H22.3現在

住宅・住宅地の方針

- ・住宅が適切に評価され、円滑に流通するよう、既存住宅市場やリフォーム市場の環境整備・活性化等への取り組みを実施。
- ・住宅をはじめとする建築物の耐震化を積極的に促進。
- ・密集市街地は、老朽木造住宅の建替え、避難路の確保、地域防災活動拠点となる広場の整備を促進。



【住宅数・世帯数・空き家数の推移（大阪府）】

第5章 都市魅力の創造 ～都市の魅力を高めます～

都市再生に関する方針

＜都市再生緊急整備地域における整備＞

- ・地域整備方針に即した都市の再生を目的として、都市再生特別地区を指定し、民間都市開発事業を促進する。

＜大阪駅周辺＞

- ・更なる都市拠点化を推し進め、国際競争力を有する地域の形成をめざす。

＜大阪コスモスクエア駅周辺＞

- ・環境やエネルギー分野の企業集積を進める。
- ・成長著しい南・東アジアとのビジネス交流・交易拠点の強化を図る。

＜水と光の首都大阪の実現＞

- ・水の回廊といわれる都心部エリアを中心に、府・市・経済界のオール大阪の共通理念に基づき、水都大阪ブランドの確立を図る。



【水の回廊】

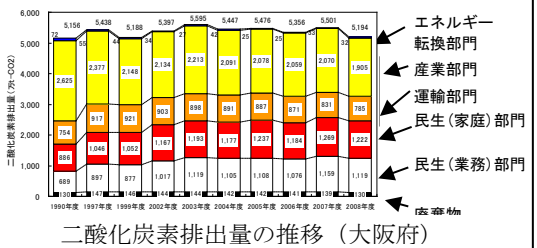
都市環境に関する方針

＜低炭素・省エネルギー社会の実現（地球温暖化対策）＞

- ・環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化
- ・民生業務部門におけるカーボンマイナスの推進
- ・オフィス街や商業地域等における削減手法の確立をめざす。

＜ヒートアイランド対策＞

- ・「みどりの軸」を創出し、民有地や公共施設の緑化等を促進



二酸化炭素排出量の推移（大阪府）

みどりの風を感じる大都市・大阪の実現

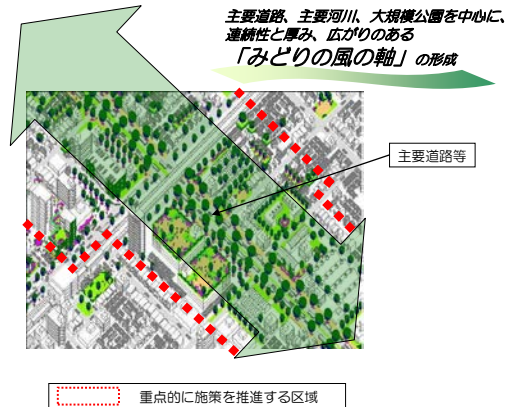
＜基本方針＞

- ・「グランドデザイン・大阪」や「みどりの大阪推進計画」に基づき、緑視効果の高い“実感できるみどり”を創出するとともに、みどりの太い軸線を形成

- ・大阪・新大阪エリアやなんば・天王寺・あべのエリア等大阪を象徴するようなエリアで都市のみどりを創出
- ・既存のみどりを活用しながら、御堂筋や中央大通等、東西、南北のみどりの軸を創出
- ・「みどりの風促進区域」での取組を強化し、大阪湾から周辺山系へと繋がるみどりの軸を形成

＜目標＞

- ・「みどりの大阪推進計画」で示された、府内市街化区域の緑被率20%（または、樹木・樹林による緑被率15%）の達成に貢献できるよう、都市全体のみどりづくりを推進



重点的に施策を推進する区域

【「みどりの風促進区域」のイメージ】

都市景観に関する方針

- ・地区計画、景観地区等の都市計画や住民による景観協定、建築協定等、地域のルールづくりを促進することにより、地域の特性を活かした景観形成を進める。
- ・無電柱化の促進
- ・みどり空間の充実
- ・屋外広告物の規制・誘導